

立村好司委員の質疑及び答弁

永森委員長 立村委員。あなたの持ち時間は60分であります。

立村委員 おはようございます。自民党富山県議会議員会の立村好司です。

まず、私からも初めに、元日に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対しお見舞いを申し上げます。そして、被災地の復旧・復興に当たっておられる関係者の皆様、新田知事をはじめ県当局の皆様に対し、心より敬意を表し感謝を申し上げる次第であります。

さて、私もまずは、県内に甚大な被害をもたらした能登半島地震を受けての災害対策について、6点お伺いいたします。

まず、防災士の確保、育成についてお伺いいたします。

県では、今年度、防災士養成研修の受講定員を240人から480人に倍増するとともに、市町村から推薦のあった受講者の受講料を無料とするなど、地域の防災活動、啓発活動を行う防災士の養成に関する事業を拡充したところであります。

今回の能登半島地震により、防災士への社会の注目、期待が高まっているところですが、資格を取得された全ての方々が実際に地域社会に出て防災活動に携わっておられるかといえ、そうとは言えないと思います。ただ増員するだけでなく、その後の活動に結びつけていただくことが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

資格取得で終わることなく、自主防災組織のリーダーになるなど

地域防災を牽引する活動を促すために、資格取得後の一定期間、活動報告書の提出を求めるべきと考えますがどうでしょうか。新年度予算案で新たに実施を予定しているスキルアップ研修など防災関連事業への参加に導くことになり、地域防災活動のリーダーとしての意識の高揚につながるものと考えます。

また、御本人の事前了解を得た上でとなるとは思いますが、その活動報告書を防災士会等に提供することで、県内各地で防災啓発等の活動を行う防災士会が会員や役員を勧誘するに当たっての有用な資料になると考えます。

武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

武隈危機管理局長 今回の震災のような災害時に共助による救援、救助活動が円滑に行われるためには、地域防災活動のリーダー的役割を担う防災士の育成、確保が重要でございます。

このため県では、今年度から防災士養成研修の受講定員を倍増するなど防災士の育成を強化しております。さらに新年度は新たに、防災士資格を既に取得した方を対象としまして、非常時の防災リーダーとして活躍いただくためのスキルアップ研修を新設し、さらなる知識や技能の向上を図ることとしております。

ただいま委員から御提案のありました、防災士資格取得後の一定期間、活動報告書の提出を求めることにつきましては、防災士資格の取得者の負担は増えるということはありませんけれども、自発的な地域の防災活動への参加を促すことによりまして、モチベーションの維持、向上ですとか、活動を通じた知識、技能のさらなる向上、継続的な活動による防災士としての使命感の醸成、また、防災士の皆さんの間で活動内容を情報共有いただいたり、好事例を横展開い

ただけるなど、たくさんの効果が期待できる、とても有意義な取組と考えております。

県としましては、防災士が資格取得に終わるのではなく、実際に地域の防災リーダーとして活躍してもらえるように、研修内容の充実を図るとともに、活動報告書の提出につきましても市町村や県防災士協会とよく相談してまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

まずは、受講料を公費で負担しているわけですから、私は、こういう実績報告書の提出の義務というのは負担にはなりますけれども、それは求めてもいいのかなという思いをまずは持っております。そういうことをすることにより、今ほど局長から御答弁いただきましたが、いろんな効果が生まれてくるものと思っています。

とにかく、資格を取得したにもかかわらずそのスキルを生かすことなく地域にそのまま埋もれてしまうということが、やはり一番もったいないことであると思いますので、県としては、その地域に入っていくための仕掛けが重要だと思っています。資格取得後の適切なフォローをお願いしたいと思います。

次に、指定避難所の物資の備蓄についてお伺いします。

私は能登半島地震発災後、地元をはじめ幾つかの避難所を回りました。避難所では物資の不足を嘆く声が数多く聞かれました。避難所の管理運営は市町村が行うことになっていますが、避難所によって備蓄物資の量に差があるのは問題であり、最低限の物資については全ての指定避難所に備蓄されるべきと考えます。

先日の局長の御答弁によれば、震災後の市町村担当課長振り返り会議において、市町村担当者より、備蓄施設から避難所への配送が

間に合わなかった、避難所自体に備え置くことを検討する、といった意見もあったとのことでした。私も同感であります。

指定避難所の備蓄物資に関し、毛布や床に敷くマット、ブルーシートなど短期間の急場をしのぐ必要最低限の物資については、指定避難所近辺に備え置くことを条件として、県としても何らかの支援をしてはどうかと考えますが、武隈局長の御所見をお伺いします。

武隈危機管理局長 県及び市町村では、呉羽山断層による地震被害を想定した物資備蓄を行っておりまして、県分につきましては、非常食をはじめ、毛布、防水シートなど現物備蓄物資を県内16か所で分散保管しております。

今回の地震では、生活必需品の不足が発生した被災市町村から県に供給要請がありまして、県の備蓄物資を搬送するとともに、民間企業との協定に基づく流通備蓄なども活用しまして、迅速に物資を供給することができました。一方、今ほど委員からも御説明ありましたけれども、一部の市町村からは、市町村の物資の拠点施設から各避難所に物資を配送したけれども住民に届くのが間に合わないケースがあったと伺っておりまして、今後物資を避難所ごとに分散配置することも検討されるということも聞いております。

県では来年度、ワンチーム会議のワーキンググループ等におきまして、今回の災害対応を検証することとしており、備蓄物資の在り方ですとか搬送体制について市町村とともに協議していきたいと考えております。その中で、まずは避難所での物資不足がなぜ起きたのか、その原因について明らかにするとともに、避難所ごとに分散備蓄する場合の課題ですとか、また、委員から御提案のありました指定避難所近辺での備蓄につきましても、市町村の意見をよく聞き

ながら、様々な方法につきまして検討してまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

来年度のワンチーム会議のワーキンググループ、何回も聞いたフレーズであります。今後、市町村を含めた富山県の防災、減災行政にとって非常に大事な会議になると思います。協議の課題、数多くあると思いますが、しっかりとした成果が上がるよう期待しております。

さて、私の地元の婦中町の避難所にも、射水方面や岩瀬方面からの多くの方が避難され、周辺の道路はもちろんですが、公共施設やコンビニの駐車場にも車があふれました。ある方は、高台にある県の公の施設の駐車場に車で向かったが、駐車場の門が施錠されており入れなかったため婦中町まで避難されてきたとのことでした。

今議会では、今回の広域的な避難行動に対する今後の対応等の質問が数多くなされたところです。それに対する答弁の趣旨は、振り返り会議では、ハザードマップのさらなる周知が重要という意見があったこと、今後、発災時の人流データを分析、検証し、適切な避難行動が取られるよう検討するといったものでした。

今回の避難行動を踏まえて、新たに作成されるハザードマップを周知することは大変重要なことであると思います。しかし、次回津波が想定される同規模の地震があった際、県民の方々の全てがハザードマップどおりに避難されるとは私は思えません。

あの某放送局のアナウンサーの呼びかけ、強烈な印象でした。次回も同様に呼びかけられることでしょう。高台に一刻も早く、そのためには車でといった行動を取る方が再び多く郊外に向かうことを

想定しておくべきだと思います。

そのために、指定管理者が管理運営を行う公の施設について、津波などによる県民の広域的な避難行動が起きた際の対応を、指定管理業務の一つとして義務づけるべきと考えます。条例上は現行の規定で対応可能であると思います。

新田知事の御所見をお伺いします。

新田知事 8年前の熊本地震では、避難所運営などで指定管理者に多大な負担が生じたという例が出たそうでありまして、それを受けて県では、平成30年の公募から、指定管理者が行う業務の仕様書で、危機管理業務を担当していただくということを明記しています。

具体的には、危機管理体制の構築や訓練実施などによる予防対策、災害時に遅滞なく適切な措置を講じ関係機関等へ連絡する災害対応、これに加え、施設所在市町村が避難所等として使用する際には避難所等の管理運営に協力すること、これらを求めています。また、施設所在地の市町村から指定緊急避難場所や指定避難所に指定された施設では、指定管理者が市町村との協議に基づき役割分担を明確にしています。

今回の地震では、例えば高岡市から指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている富山県高岡文化ホールでは、高岡市からの依頼を受けて避難所を開設し、20名程度と聞いておりますが、避難者を受け入れました。また、太閤山ランドでは、射水市から避難所等の指定を受けてはいないんですが、関係機関からの要請を受け、速やかに指定管理者と協議をして駐車場の開放を行いました。

委員御指摘のように、高台にある指定管理施設などは、今回のように津波警報が出された場合、周辺住民から見て避難に適している

と判断され、事実上避難者が集まる場所となり得ることに十分留意しておく必要があるというのが、今回の教訓でもあります。実際、お隣の防災危機管理センターにも多くの方が避難をされました。

今後、指定のない施設であっても、新年度に実施する避難行動の検証結果を市町村と共有し、県の指定管理施設で想定される避難所などの運営について、県、市町村、指定管理者それぞれの役割を検討して、危機管理体制をさらに徹底するように努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今ほどの知事の御答弁の中にありました、指定避難所には指定されていない公の施設でも、今太閤山ランドの例を出されましたが、迅速な対応を取られたということでもあります。もう既に最低限の災害対応管理運営にそういったものは盛り込まれていると。そういったことをいま一度きちんと指定管理者の方々に周知して、再度こういったことが起こったときには対応が取れるよう、また周知していただければと思います。どうもありがとうございました。

さて、今回の地震では、県内の警察署にも避難した方がおられたと伺っております。当時の対応状況と今後の取組について石井警察本部長にお伺いします。

石井警察本部長 今回の地震では、委員御指摘のとおり、複数の警察署に徒歩や車で避難した方がいらっしゃいました。具体的には、射水警察署に約60名、富山西警察署に約40名、滑川警察署に約30名の周辺住民や買物客の方が、発災直後から避難して来られましたので、署の武道場や講堂などを開放して待機していただき、職員用に備蓄していた飲料水などを提供いたしました。これらの方は、おおむね夜の9時半頃までには、自治体等が開設した避難所に避難されたり

帰宅されたりしております。

警察署では、災害発生時に被災状況の情報収集、救出救助活動、避難誘導のほか、緊急交通路の確保や亡くなられた方がいらっしゃれば御遺体の身元確認、被災地の社会秩序の維持などの任務を遂行いたしますので、警察署に一時的に受け入れた避難住民の方については、市町村等の避難所が整った段階でこういった施設に適切に誘導することとしておりまして、警察署に多数の避難住民の方を長時間受け入れることは基本的に想定しておりません。したがって、警察署周辺の住民の方には御自宅近くの避難所に避難いただくことが最も適切と考えております。

今回避難された方の中には、警察署が避難所と思っていた方もいると承知しておりますので、関係部局や自治体と連携しながら、防災訓練への参加などの活動を通じて、また、住民以外の買物客、今回被災した大型商業施設のファボーレ等ございますので、そういったところの方がどう避難するののかも考えながら、平素からの避難場所、経路避難方法への理解を、警察としても促進していきたいと考えております。

他方、災害の状況によってやむを得ず警察に一時的に避難せざるを得ない方が生じることも想定して、警察署に避難された方が市町村の避難所に移動するまでの間に必要になる備蓄品であるとか資機材をあらかじめ用意しておくことも、検討したいと思います。

立村委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり警察は警察でこういった事態が起きたときには大変多くの業務がある。実際にどうされているのかなと思って伺ったわけですが、やはり指定された避難所へ円滑に移動するよう

に誘導しておられるということで非常に安心いたしました。

住民の方の中には、警察署を避難所と勘違いしておられた方もあったようでというお話が、今ほど本部長からありましたが、警察署というその存在そのものが安心ということで避難される方もおられるものだと思います。

警察は職務の性質上、その施設内を完全に開放するとかそういったことはなかなか難しいという面もあろうと思いますので、今ほど本部長がおっしゃられましたように、一時的な避難所として可能な範囲での御対応を引き続きお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

さて、発災後、私は地元の会合の「災害に強いまちづくり」と題したディスカッションに呼ばれまして参加いたしました。その際参加者の方から、「自助、共助、公助と言うが、自助と共助の間に近所だ」という御発言がありました。向こう三軒両隣の精神。避難の際には御近所同士の声かけが大事だという趣旨です。確かにそのとおりだと思いました。都会に比べここ富山県では程度の差はありますが地域住民のつながりは健在です。しかし、現状被災された地域でも問題になっておりますが、地域コミュニティーの希薄化が進んでいることは否めません。

富山市では今年度、地域行事の復活や地域の課題解決、活性化に向けた新たな取組に対する補助制度を新設したところ、申請期限前に上限に達するなど、多くのニーズがあったとのことでした。

そこでお伺いします。

要支援者の個別避難計画の策定がなかなか進まない現状にあって、今回の地震による避難行動で、改めて地域住民による相互の声かけ

の重要性が再認識されたと思っています。地域コミュニティの希薄化が進む地域がある現状にあって、その活性化に向けて県としてどのように取り組んでいくのか、竹内地方創生局長の御所見をお伺いします。

竹内地方創生局長 地域コミュニティの活性化につきましては、御紹介にもありましたけれども、富山市さんの例にありますように、市町村の果たす役割が大きいとは考えております。ではございますけれども、地域コミュニティが住民主体の地域づくりの基盤であることから、県としてもその活動を支援してまいりました。

例えばでございますけれども、中山間地域では、地域の話合いの場に住民の合意形成をサポートする専門家を派遣するなどによりまして、住民主体の地域づくり計画の策定を支援する「話し合い促進事業」、また、地域の課題解決や活性化に向けて地域が取り組む試行的な活動を支援する「チャレンジ支援事業」、こうしたものを通じまして、地域コミュニティの維持、活性化を支援してきたところでございます。

今御紹介いたしました「話し合い促進事業」でございますけれども、今回の地震により被災された地域でも実施しておりまして、集落の代表の方から「こういうときこそ地域の話合いが必要。地域の安全をはじめ、これからの地域の再生を話し合いたい」といったお言葉をいただき、予定どおりの実施を希望されている、といったような地区があるという御報告もいただいているところでございます。

また、中山間地域以外におきましても、自治総合センターによるコミュニティセンターの建設や祭礼品の整備等への助成事業を活用したり、関係人口の増加を目指した交流拠点の整備など、地域が行

う先駆的、魅力的なまちづくり活動への補助を行っております。このほか、自治会連合会が実施されますリーダー研修への補助、こういったことを通じまして、地域コミュニティ活動促進の取組を支援しております。

さらには新年度におきまして、まちづくりの担い手を育成するため、例えば若い世代、女性、移住者など多様なメンバーが参画する組織に対してアドバイザーを派遣するなど、活動の立ち上げ段階を支援するというようにしております。

地域コミュニティの活性化に向けまして、こうした事業を通じ、市町村と連携協力しながら引き続き地域の活動を支援してまいります。

立村委員 ありがとうございます。

局長がおっしゃいますとおり、地域コミュニティの活性化という問題に関しては、まずは住民に身近な行政主体である市町村が主体的に取り組むべき課題であろうと思っております。県としては今ほど局長から御紹介があったように、いろいろな御支援をされています。

例えば、優良事例を横展開することであったり、あるいは今ほど御紹介があったようなモデル的な事業を行ったり、県としては、そういう側面からの支援になろうかと思いますが、場合によっては、今部分的にやっておられると思いますが、市町村に対する財政的な支援も視野に、今後また引き続き活性化に向けて御検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

災害対策に関する最後の質問になります。

新型コロナが第5類に移行し、ようやく社会経済が以前のような

活況を呈しつつあった矢先に能登半島地震が発生しました。相次ぐ不測の事態に、社会全体に何とも言えない閉塞感が漂っているのではないかと考えています。こうしたときにこそ、人々の暮らしに元気や勇気、潤いをもたらす文化、スポーツ活動の充実が求められていると思います。

県では新年度、文化振興課及びスポーツ振興課の組織を強化するとともに、予算案には文化、スポーツ施設の予約システム導入に係る経費を計上されるなど、今後の文化、スポーツ施策の充実に期待されます。

本県における今後の文化、スポーツの振興に向けた意気込みを新田知事にお伺いしたいと思います。

新田知事 委員おっしゃるように、文化やスポーツは生活に活力や潤いを、そして心身両面の健康の保持増進にもつながる、県民のウェルビーイングの向上に大切な要素だと考えております。そのため県ではこれまでも様々な事業に取り組んでまいりました。

例えば、文化振興の面では美術館での企画展、県立文化ホールでのコンサートや演劇など芸術文化の鑑賞機会を創出すること。また、同じジャンルの方々が交流したり、あるいはそれぞれ練習の成果などを発表する場をつくり出すこと。そして、スポーツの振興の面では富山マラソン、あるいはウォーキングイベント、それから、もうあさってかな、締切りですが、湾岸サイクリングの開催など、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりや、県民に勇気と感動をもたらす全国や世界の大舞台で活躍できるような選手の育成などに取り組んでまいりました。

新年度においては、文化、スポーツ行政を担う組織体制をより充

実させ、今後、文化面では、県内各地の多彩で魅力的な施設、文化財などの文化資源を活用した文化観光を推進すること、子供をはじめ県民ニーズに対応した芸術家などの派遣、また、スポーツ面では、スポーツにより地域活性化を図るスポーツコミッションの設立に向けた調査検討、県武道館整備を契機とした県総合運動公園の魅力向上、文化スポーツ施設の予約システムの導入など、文化、スポーツそれぞれの振興と、これを通じた次代を担う人材の育成や地域の活性化、さらには関係人口の増加につなげていきたいと考えています。

文化、スポーツ活動は、被災された方々にとっても復旧・復興への励みや心の癒やしにもなると考えております。今後も文化やスポーツを通じて、より多くの県民の皆さんのウェルビーイングの向上に向けて取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。

文化やスポーツというものは、衣・食・住のようにそれがなくては生きていけないというものではありませんが、よく言われます、する人、見る人、支える人、それぞれの多様な立場の方々の人生を豊かにするかけがえのないものだと思っております。今後とも本県の文化とスポーツ振興がますます進むことを願っております。

知事、どうもありがとうございました。

次に、建設工事の入札契約制度について5点お伺いします。

今議会に富山県デジタルによる変革推進条例（案）が提案されています。第4条には県の責務として「県政の全ての行政運営において、デジタルによる変革を進める」とあり、第9条には県の基本的施策として「デジタルを活用した行政手続その他行政サービスの利便性や質の向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とあ

ります。

建設工事の入札参加資格申請の手続については、添付書類が多く、かつ、例えば建設業者の方が県と富山市の両方の入札参加資格を取得しようとする場合、似たような書類を県と富山市の両方に提出せねばならず、業者の方にとっては負担になっております。例えば長野県では、県や市町村にそれぞれ書面で申請する現行の方式を改め、来年度から全て電子申請とした上で、県と市町村の提出窓口を市町村分も含めて県に一本化するとのことであります。

そこでお伺いします。

建設工事の入札参加資格申請について、添付書類を含めて全て電子申請で対応可能なシステムを構築し、将来的には本県でも窓口の一本化を目指すべきと考えますが、市井土木部長の御所見をお伺いします。

市井土木部長 入札参加資格申請の電子申請は、書類の郵送や来庁といった手間が省けるなど事務処理の効率化が図れますことから、本県では平成16年度より導入しております。ただし、委任状などの一部書類には押印が必要として、添付資料につきましては別途御持参、または郵送いただいております。

県では現在、全庁を挙げてDXの推進を図っております。申請者の利便性向上が図られることから、添付書類も含め全て電子申請で対応可能となるよう取り組んでまいります。

次に、現在長野県において、新年度の導入に向け取組が進められております市町村との窓口一本化につきましては、県や各市町村で異なっている申請様式や項目の共通化を調整した上、共同でシステム構築していく必要がございます。

こうした課題を解決するため、総務省が設置した研究会において、昨年末、地方自治体ごとに異なる様式項目の全国での共通化や、広域で利用できる共通システムについての検討などが盛り込まれた報告書が取りまとめられ、今後地方自治体も参画するワーキングチームでさらに具体的な検討が進められると伺っております。こうした取組も進められておりますことから、この取組も踏まえ、本県に適した電子申請の在り方について検討してまいります。

立村委員 ありがとうございます。

まずは、手続の電子申請については前向きに取り組んでいただけるということでありありがとうございます。そして窓口の一本化に関しましてもお話をいただきました。今、国でそういった統一的なフォーマット、そういった作業をされておられるということは承知いたしました。

本件に関しては、窓口の一本化という意味では電子入札システム、これを市町村と共同調達して共同利用を実現した実績があります。そういったノウハウも生かして、将来的にはそういった申請の窓口一本化についても取り組んでいただければと思います。

さて、次に、昨年6月から予定価格が1億円以上の本庁契約の建設工事を対象に電子契約が導入されたところでありますが、今般のDX条例制定の趣旨を踏まえて、対象工事を拡大すべきではないかと考えますが、市井部長にお伺いします。

市井土木部長 土木部と農林水産部では年間約1,800件ある建設工事に電子契約を導入するため、まず昨年6月から1億円以上の本庁契約工事を対象に導入を始めました。以降、対象となった27件のうち受注企業から希望のあった15件で電子契約を行いました。企業から

は、印紙代が不要となり、押印や契約書の受渡しの手間が軽減されるなど、契約手続の利便性が向上したとの御意見をいただいております。

現在対象外としている約1,770件の工事は、大半を出先機関の発注工事が占めております。この出先機関発注工事への導入の課題となっていた、出先機関で使用する特殊知事印に関する規定が、去る2月に整備されましたことから、対象外工事につきましても電子契約に対応できる環境が整ったところでございます。これを受け、現在事業管理システムの改修を行っており、令和6年度末までには県が発注する全ての工事で電子契約を導入したいと考えております。

今後、建設企業の皆さんに対し、制度や手続について、意見交換などの場を通じて周知に努め、建設工事における電子契約の導入が円滑に進むよう取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今ほど部長からも御紹介ありましたが、電子契約というのはコストの削減はもちろんなんですが、事務方、そして業者側の両方にとって、契約締結までの事務処理の日数の短縮等、メリットがあるものだと思っております。今ほど、令和6年度末までには全ての工事においてできるようにという非常に前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。そういった形で、計画的に対象範囲を拡大していただければと思います。

さて、次の質問ですが、昨今入札に関する不祥事が残念ながら相次いでいます。その一端を御紹介いたしますが、令和3年には舟橋村において予定価格の漏えい、令和4年には富山市において提案限度額や計画概要の漏えいにより、関係者が官製談合防止法違反など

で逮捕されました。今年度に入ってから、お隣の石川県志賀町において現職の町長が、最低制限価格を教える見返りに謝礼を受け取っていたとして収賄、官製談合防止法違反で逮捕されたところです。そしてつい最近、立山町において入札情報の漏えいにより関係者が逮捕されたところです。

昨今これだけの事件が相次いでいるのに、本県の入札制度見直しの話が聞こえてこないということが気になっております。というのも本県の入札制度は、こういった大きな事件が起きる都度、現行制度を改めて検証し、必要に応じて見直しを重ねてきたという歴史があります。その最たる事項が予定価格の事前公表制度です。

本来、入札というものは事業者間での競争原理を働かせるものでありまして、通常予定価格は非公開とされるどころ、当時入札に関わる事件が全国的に相次いだことから、本県では平成15年度に入札契約手続の透明性、公平性の確保のため予定価格の事前公表を試行という形で開始し、以降その対象範囲を拡大してきました。これは当時の全国的な流れであったと記憶しております。

そして、本県では現在、予定価格が2,000万円以上の工事の全てと2,000万円未満の工事の2分の1を対象として、その試行を継続しています。ただ、一般的に試行の後にはその結果を検証し、本格実施とするかあるいはやめるかの判断になるわけですが、長期にわたり試行扱いとなっているわけでありまして。この状態は県民から見てもなかなか理解が得難いのではないかと思います。

そこでお伺いします。

事前公表にすることによって落札率等にどのような影響があったのか。例えば、事前公表により落札価格が高止まりの傾向にあるの

かなど、そういった実績も検証し、そして昨今の入札に絡む事件などを考慮した上で、今後も事前公表を継続するのかどうか。継続するならば、対象範囲を改めて検討した上で本格実施に移行すべきと考えますが、市井部長の所見をお伺いします。

市井土木部長 本県では、予定価格の公表につきまして、平成15年度に事前公表の制度を試行として導入し、順次、事前公表を行う工事の範囲を拡大してきております。平成17年度からは、予定価格が2,000万円以上となる工事の全てを事前公表、同じく2,000万円未満となる工事のうち約5割を事前公表、残りを事後公表としております。

委員から、昨今の入札に絡む事件の言及もあったところでございますが、事前公表には、本県が導入理由とした入札手続の透明性確保や予定価格を探ろうとする不正行為の防止といった利点がございます。その一方で、落札価格の高止まりや建設企業の見積り努力を損なわせることなどの課題もございます。

なお、昨年度の落札率は、事前公表が97.1%、事後公表が95.4%となっておるところでございます。こうした背景から本県では現在まで、委員から長過ぎるとの御指摘もいただいたところでございますが、約20年間の試行を維持しておるところでございます。

ほかの都道府県におきましては、事前公表を導入しているところが29、そのうち試行ではなく本格導入しているところが18、また、全て事後公表としているところが同じく18と、様々な状況でございます。

今後、他県にもその取扱いとした背景や実情を伺うなど、本県にふさわしい公表の在り方について検討してまいります。

立村委員 ありがとうございます。

私も今の状況を鑑みて、こういった事件が起きたから、最初は端的にもう全て予定価格を事前公表にしてもいいのではないかと考えたときもありました。しかし、今ほど部長からお話があったとおり予定価格の事前公表には、競争が制限されて落札価格が高止まりなる傾向があること、先ほど御紹介いただいた数字でも僅かと言えいいのか、やっぱり2ポイントあまり落札率が高くなっています。何よりもいわゆる談合が容易に行われる可能性があるといったこと、事前公表することについてはそういったメリット、デメリット双方があります。このバランスをどう考えるかということかと思えます。

私の知る限りでは、事前公表をどんどんどんどん拡大していきましたが、国も言っておりますけれども、それに従ったかどうか分かりませんが、何かあったときには速やかに事後公表に戻ったという県もあると聞いています。これも全て、こういった予定価格をどうするかということに関しては法令上の制約がないものですから、地方公共団体が地域の実情に応じて判断、実施することになっております。

今ほど部長おっしゃいましたように、他県のそういった動向等も踏まえて、この問題についてはそんなすぐにどうこうということは難しいと十分理解できます。慎重に、しかし速やかに今後対応していただければと思います。

次に、ダンピング対策についてお伺いします。

現在、本県ではダンピング対策として予定価格が2,000万円以上の工事には低入札価格調査制度を適用しています。この制度は、入

札価格が一定の価格——調査基準価格と言いますが——を下回った場合、発注者が調査した上で契約内容に適合した履行が確保されると判断した場合には契約して、そうでない場合は失格とするものです。

予定価格が500万以上2,000万円未満の工事には、最低制限価格制度を適用しています。この制度は、事前に最低制限価格を設定し、これを下回る価格で入札した者は一律失格となるものであります。

いずれの制度にも、同じ内容の対象外工事が、それぞれの実施要領において定められているところであります。例えば、簡易な切土、盛土工事や道路標識工事、道路照明工事などが対象外工事として規定されています。対象外ですから、理論上はいわゆる1円入札でも排除できないということになります。

私に対し、ある業者の方から、対象外工事はダンピングを招きかねないといった御意見が寄せられました。対象外工事を定めるのであれば、それは制度の例外になるわけですから、限定的に定めることが重要ですが、先ほど御紹介したように実施要領の規定の仕方はやや具体性に欠け、限定的とはちょっと言えないような状況にあります。だからといって、そういった定め方、規定の文言を工夫してもっと具体的に限定しようとしても、それは限界があるものだと思います。

お伺いしたところ、国交省は低入札価格調査制度のみで、対象外工事といったものはやはり設けていない。必要ないという判断だったのかと思います。

そこでお伺いします。

ここは原点に立ち返り、ダンピング防止という観点を重視して、

国交省と同じく対象外工事をなくしてはどうかと考えますが、市井部長の所見をお伺いします。

市井土木部長 県では、工事の品質の低下や下請業者へのしわ寄せなどにつながる可能性があるダンピング受注を防止するため、一般競争となる2,000万円以上の建設工事を対象に低入札価格調査制度を、指名競争入札となる2,000万円未満の建設工事を対象に最低制限価格を導入しております。ただし、品質が確保されたものをできるだけ安価に調達するという観点から、委員御紹介の道路標識工事や道路照明工事などの、工場製品の据付けを主たる内容とする工事などは、低入札価格調査制度等の対象外としてきたところでございます。

一方で、委員御指摘のとおり、近年こうした対象外となっている一部の工事におきまして、著しい低価格の入札が散見しているところでございます。このため、設定している対象外工事の取扱いについて現在見直しの検討を行っております。

建設業の健全な発展のためには、建設企業が適正な利潤を確保することが必要であると考えております。来週、外部の有識者からなる富山県入札契約適正化検討委員会を開催し、御審議いただく予定としております。

今後とも全国の動向などにも注視し、よりよい入札制度となるよう取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今ほどの部長の答弁で、対象外工事に関しては見直しを検討されておると。そして来週には、外部の有識者から成る適正化検討委員会を開催されて、その場で協議いただくという、前向きな御発言をいただきました。

私も先ほど申し上げましたとおり、対象外工事はなくすべきと考えておりますので、今ほど部長が言われましたように、やはり事業者が適正な利潤を確保できるということが大切だと思います。ダンピング対策はそういった意味で徹底すべきだと思っております。ぜひ、今部長がおっしゃられたような、考えておられるような方向で見直しを進めていただければと、私からお願いいたします。どうもありがとうございました。

さて、先ほど触れましたが、先般立山町において残念な事件が発生したところであります。首長への忖度が招いた悲劇というか、私は、誰も悪くない、罪を憎んで人を憎まずだと思っております。

最後に知事にお伺いします。

いわゆる官製談合の防止のためにも、部下が上司に忖度しない、風通しのよい職場環境を維持することが大切だと考えますが、知事におかれては、自身が忖度を受けることのないようこれまでどのような取組を行い、そして今後どのように取り組んでいこうと考えられているのかお伺いいたします。

新田知事 おっしゃるように、無用な忖度などがない職場にする、風通しのよい職場にする、いつでも聞きたいことが聞ける、あるいはコミュニケーションを取れるようにしておく、それが大切だと思っております。という考えから私は就任以来、富山県発展のためなら肩書ではなく、知事も新任職員も対等な立場で議論を重ねる、そんなことができる風土をつくろうと努めてまいりました。それが県民のウェルビーイングを向上させる施策につながることを信じています。

そのため職員へは、県民目線、スピード重視、それから現場主義、これらを常に心がけるように、例えば職員が仕事を抱え込まずに、

早めに情報を上げて、私とあるいは上司とキャッチボールしながらだんだんと熟度を上げていくこと、また、悪い情報ほどいち早く報告をしてほしいということなどを日頃から伝えています。必要な場合には担当職員と直チャットなども活用して、日常的にやり取りもしております。

今年度は、年度始めに各部局それぞれと県民のウェルビーイング向上方策について率直に議論をいたしました。また、新年度予算の編成に当たっては、査定前の昨年のうち各部局長と施策設計図を用いて方向性の協議を行った取組によって、震災対応の中でも当初予算案を想定スケジュールどおりに——その間に幾つもの補正予算も編成しながら、結果的に当初予算も想定スケジュールどおりに——編成できたのではないかと感じています。

このたび策定しました「職員人材育成・確保基本方針」でも、風通しのよい県庁を組織像として掲げております。職場のコミュニケーションの推進、職員のチャレンジを応援する取組の推進とともに、職員が中心となって言語化してくれた職員行動指針によって、職員がみんな同じ方向を向いて力を結集していくこととしています。

職員には私や上司のほうではなく——こういう上ばかり見ている職員をヒラメ職員と言いますが——県民のほうを向いて仕事をし、そして私も率先して職場の風通しをよくするように、力を注いでまいりたいと思います。

例えば、まだ不定期ですけども、四、五人のメンバーと昼食を一緒に食べる「8ちゃん亭」というものを開催しております。それから「ハチロウ通信」といって私の日頃考えているようなことなどを庁内LANで発信をしたりもしております。その他、経営企画会議

という部局長の会議、それから知事・副知事ミーティングは毎週行っております。県警本部長とのミーティングなど、様々な場を通じて、風通しのよい組織風土を定着させようということに努めております。

立村委員 ありがとうございます。

私もたしか、「8ちゃん亭」だったかちょっとよく覚えていないんですが、極めて少人数の場で知事さんとお話しさせていただいた記憶があります。やはりああいうふうにネットとかではなくて知事さん御本人と面と向かってお話しするという機会は、職員にとって刺激となる、そしてやる気がまた出てくる、非常にいい機会だと私は思っております。大変お忙しい身かと思えますけれども、そういった職員と直接対話する機会ということもやはり大事にしていって、知事自ら風通しのよい職場づくりを進めていただければと思います。

次に、こども施策について伺います。

今年度の新規事業として、食材等を提供する企業団体などと受入れ側であるこども食堂とのマッチングを行うフードバンク連携コーディネーターを配置されたと伺っております。マッチングの専用サイトでもあるのかなと思い、県のホームページで検索したところ、そのようなサイトはもちろんです、フードバンク連携コーディネーターに関する情報も見当たりませんでした。委託事業として実施されているとのことですが、周知不足ではないかと思っております。

こども食堂の円滑な運営のためには、食材等の提供側と受入れ側であるこども食堂とをマッチンさせる仕組みを、しっかりと構築し運用していくことが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、松井こども家庭支援監にお伺いいたします。

松井こども家庭支援監 今年度は、こども食堂に対して、例えば企業からは飲料水や自社製の穀物、ミルクなど、また民間団体からは野菜や缶詰、菓子類など、さらに個人の方々からはお米や果物など約30件の食材などの提供がありました。

今委員御紹介の、今年度新たに設置しましたフードバンク連携コーディネーターがこれらの食材などを収集、保管しまして、また、各こども食堂の希望を聞き取った上で仕分作業を行い、場合によってはこども食堂の運営団体に直接届けているところでございます。さらに、このフードバンク連携コーディネーターは、食品スーパーを展開する企業からの提案を受けまして、県内各地域の店舗において家庭などで余っている食品を集めるフードドライブの常設ポストが設置されまして、その集めた食品を地域のこども食堂に提供する仕組みづくりにも携わっております。

今後とも、フードバンク連携コーディネーターを活用しまして、こども食堂を支援される側とこども食堂の運営側とのマッチングが円滑に進むように取り組みますとともに、こういったフードバンク連携コーディネーターの活動の内容については、広く周知を図ってまいります。

立村委員 ありがとうございます。

しっかり活動されているということで安心をいたしました。ただ、やはりそれを知らない方がいらっしゃるというのは事実だと思います。最後に支援監、おっしゃいましたが、さらなる周知をお願いしたいと思います。

私は、こども食堂は貧困対策という側面もあろうかと思いますが、むしろ子供の居場所、あるいは世代交流の場としても非常に有意義

なものだと思っております。担当課の方にお伺いしたところ、富山県内のこども食堂の箇所数は年々増加していて、増加率については他県と比べても非常に高いと伺っております。引き続き有効な支援策を講じていただければと思います。

次に、児童相談所の一時保護施設についてお伺いします。

一時保護施設については、これまで児童養護施設の設備運営基準が準用されていたところですが、このたび児童福祉法の改正により、新たに一時保護施設独自の設備運営基準が定められ、来月から施行されます。経過措置で2年の猶予期間がありますが、特に人員体制については早期の対策が必要ではないかと考えております。

新たな基準に基づく整備や人員配置を計画的に進めていく必要があると考えますが、今後の対応とスケジュールについて松井支援監にお伺いいたします。

松井こども家庭支援監 改正児童福祉法に基づきまして、現在、こども家庭庁が一時保護施設の設備、運営に関する基準の策定作業を進めているところでございます。

現時点の基準案によりますと、設備については、主なものとして児童の居室や学習等を行う部屋などを設けるとともに、児童が穏やかに過ごし安心して暮らすことができる居室の環境や、児童のプライバシーの保護に十分配慮した生活の場の整備などが必要とされております。

今後、県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に整備予定の、富山児童相談所養育・援助センター（仮称）でございしますが、このセンターに併設する一時保護施設については、新たに施行される基準に即した施設となるよう設計業務を進めてまいりま

す。

さらに、人員配置については、基準案によりますと児童指導員や心理療法担当職員などさらなる職員配置が必要となるため、施行後の内容、ガイドラインも今つくっているそうなのですが、そういったものを確認した上で、経過措置期間終了後の令和8年4月までの間の配置について検討してまいります。

立村委員 ありがとうございます。

現時点でまだ2年の猶予があるということで、国のほうも基準は正式にはまだ出ていないということによろしいでしょうか。

松井こども家庭支援監 今、こども家庭庁が策定作業中で、今月末ぐらいには出るということはお聞きしております。

立村委員 4月1日から施行ですよ。

松井こども家庭支援監 そうです。施行は4月からです。

立村委員 ありがとうございます。

私も、厚生部でお仕事をしていましたけど、厚生労働省はちょっとそういうところがあるのかなというのは承知しております。

今ほど御説明をいただきました人員不足、実際にどういった人員が配置されるか、どんな職種の方か、いろいろあろうかと思いますが、私が危惧しておるのは、いわゆる福祉指導員や保育士といった方々——現時点でも富山県内の施設で働いていただいておりますけれども——が不足しているという話を聞いております。黒部学園や砺波学園では任期付職員は欠かせない存在となっていて、それでもなお欠員が生じて埋まらない状況にあるというふうにも聞いております。福祉職の方々が配置される職場というのは、児童相談所のみならず、こういった両学園につきましても、複雑な問題の対応が多

くて、肉体的にも精神的にも大変な職場であると思っております。

繰り返しになりますが、特に人員体制については、早期に計画的に進めていただきますようお願いをいたします。

最後になりますが、航空路線のうちソウル便についてお伺いします。

昨年9月議会でも質問させていただきましたが、そのときに御答弁いただいたとおり、今年1月に横田副知事を団長とする県の訪問団が韓国を訪問され、ソウル便の定期便再開を要請されました。

その成果でしょう。4月から6月までの間、インバウンド向けのみとはいえ、韓国の複数の航空会社により計50便ものチャーター便の運航が発表され、今後の定期便再開に向けて期待が膨らむところでもあります。

そこで改めて、訪問された際の手応えと定期便再開に向けて今後どのように取り組んでいくのか、横田副知事の御所見をお伺いします。

横田副知事 お答えいたします。

富山ーソウル便につきましては、チャーター便の運航実績をはじめとしまして、定期便再開につなげていくということが重要です。

1月に交流30周年を記念しました韓国・江原特別自治道への訪問と合わせまして、韓国の主要航空会社3社を訪問いたしました。春のチャーター便運航とともに、定期便の運航についても要請を行ったところでございます。

訪問前はいずれの航空会社からもチャーター便の計画は聞かされてはいなかったのですが、この訪問の結果、機材の確保やダイヤ調整など素早い対応をしていただきまして、4月中旬から6月上旬に

かけて、今御指摘いただきましたとおり、昨年の春は44便でしたけれども、今回この春におきましては計50便が運航されることとなりました。

定期便運行については協議継続ということになりましたけれども、そのとき言われたのが、再開に当たっては韓国から富山への需要だけではなくて、富山から韓国への需要も合わせての双方向での安定的利用が見込めることが大事である、ということでした。

このため、新年度当初予算案では、韓国での富山への観光誘客に向けたPRとともに、アウトバウンドの底上げのための県民のパスポート取得費への助成について、昨年10月から実施しておりました対策の要件を緩和して引き続き行うこととしております。また、韓国の観光公社にも定期便化への協力を呼びかけていきたいと思っております。

昨年にも続きまして、相当数のチャーター便が運航されるこの機を逃さず、航空会社と粘り強く協議を重ねまして、定期便の運航再開を目指してまいります。

立村委員 ありがとうございます。

副知事におかれましては、農政が専門であるところ、パートナーシップ制度の構築やDX条例の制定、そして今回の韓国訪問もそうですが、多岐にわたる分野で御活躍をいただきました。

私からも、今後の富山県の発展に向けての引き続き御支援をお願いいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

永森委員長 立村委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午前11時56分休憩